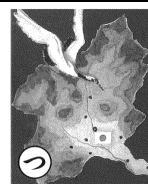




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月4日（火） 号 外 （第1号）

目 次

公 告		ページ
○令和7年度前期技能検定の実施（労働政策課）		2
○令和7年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施（同）		4

■ 公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和7年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和7年3月4日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施職種

次に掲げる等級の区分に応じ、次に定める職種とする。なお、実施する作業については、職能協会が発行する案内書に記載のとおりとする。

- (1) 1級及び2級 造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及びフラワー装飾
- (2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾
- (3) 単一等級 路面標示施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和7年6月10日（火）から同年9月9日（火）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和7年6月3日（火）に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和7年7月13日（日）
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	令和7年8月24日（日）
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	令和7年8月31日（日）
○1級及び2級 鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 ○単一等級 路面標示施工	令和7年9月7日（日）

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、保険証の写し等）

ウ 郵便振替払込受付証明書（裏面貼付提出用）

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 令和7年4月7日（月）から同月18日（金）まで。原則郵送での受付とし、受付期間内の消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で作付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、職能協会ホームページの受検案内・受検申請書等送付依頼フォームから申し込むこと。

また、申請書及び案内書のダウンロードを希望する場合は、職能協会ホームページを参照すること。

イ 申請書を郵送する場合は、提出書類を同封の上、簡易書留で送付すること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者（金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。）の受検番号は令和7年8月29日（金）に、技能検定合格者（1級、2級、3級（金属熱処理に限る。）及び単一等級職種に係るものに限る。）の受検番号は同年10月1日（水）にそれぞれ群馬県ホームページに掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 受検手数料の減免措置

(1) 若年者に対する実技試験受検手数料の減免措置について、対象者を以下のとおりとする。

3級を受検する23歳未満の者

(2) 当該減免措置の対象者のうち、雇用保険被保険者については、その証明として受検申請時に上記5(1)に加えて以下のいずれかの書類を提出すること。

ア 雇用保険被保険者証の写し

イ 直近の給与明細の写し

ウ 就労証明書

8 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和7年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

令和7年3月4日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施職種

次に掲げる等級の区分に応じ、次に定める職種とする。なお、実施する作業については、職能協会が発行する案内書に記載のとおりとする。

- (1) 随時2級 鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、塗装及び工業包装
- (2) 随時3級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装
- (3) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会が送付する納付書を使用し、納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 在留カード

エ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望月の60日前まで

(4) 受検申請に関する注意

技能検定受検申請書及び案内書は、職能協会で作成する。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

本公示の随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。